2021 年 12 月 3 日

吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項）

東京都品川区大崎２－１－１
株式会社ドリコム
代表取締役社長　内藤裕紀

当社は、株式会社デジタルハーツ（以下「承継会社」といいます。）との間で2021年11月19日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割株式会社、承継会社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、2022年2月1日を効力発生日とし、甲のゲームアプリの品質保証を行う甲のQC部門に関する権利義務の一部を承継会社に承継させることといたしました（以下「本件吸収分割」といいます。）。

本件吸収分割を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は以下の通りです。

記

１．吸収分割契約の内容

別紙１吸収分割契約書のとおりです。

２．本件吸収分割の対価の相当性に関する事項

当社は、本件吸収分割の対価として、承継会社より金１億円の金銭の交付を受けます。本件吸収分割は、資本関係のない当事会社間における事業の承継の手段として行われるものであることから、金銭を対価とすることが相当であると判断しております。また、本件吸収分割において当社が承継会社より交付を受ける金銭の額は第三者算定機関による算定結果、対象事業の状況及び将来の見通し等を総合的に勘案し、当社及び承継会社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

３．吸収分割承継株式会社に関する事項

承継会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容は別紙２のとおりです。

承継会社について、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

４．吸収分割株式会社に関する事項

該当事項はありません。

５．債務の履行の見込みに関する事項

（１）当社における債務の履行の見込みについて

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 8,898,713 千円及び 5,430,434 千円です。また、本吸収分割により当社から承継会社へ承継する資産の見込額は、0 円です。したがって、本吸収分割後も、資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における当社における債務の履行の見込みはあると判断しております。

（２） 承継会社における債務の履行の見込みについて

効力発生日以後における承継会社の負担する債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

（別紙１：吸収分割契約）

吸収分割契約書

株式会社ドリコム（以下「甲」という。）及び株式会社デジタルハーツ（以下「乙」という。）は、甲のゲームアプリの品質保証を行う甲のQC部門（以下「本件対象事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うにあたり、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）
商号：株式会社ドリコム
住所：東京都品川区大崎二丁目１番１号

(2) 吸収分割承継会社（乙）
商号：株式会社デジタルハーツ
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号東京オペラシティビル41階

第2条　（本件分割により承継する権利義務）

1. 甲は、本効力発生日（第4条に定義する。）をもって、本件対象事業に関して有する資産、債務及び契約その他の権利義務（詳細は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。）を承継させ、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第3条　（本件分割に際して交付する対価）

1. 乙は、本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、金100,000,000円を甲に対して交付する。
2. 乙は甲に対し、前項の対価を、2022年2月1日限り、甲が別途指定する銀行口座に振込送金することにより支払う。振込送金に要する費用は乙の負担とする。

第4条　（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年2月1日とする。但し、手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

第5条　（吸収分割承認決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約について、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく行う。

第6条　（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降5年間、直接又は間接に、本件対象事業と競業する、又はこれ

に類似する事業を行ってはならない。

第７条　（事情変更）

本契約の締結後、本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合（甲乙間で締結された 2021 年 11 月 19 日付業務提携契約が終了した場合を含むが、これに限らない。）には、甲及び乙が協議の上、本件分割に関する条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第８条　（本契約の効力）

本契約は、本件分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第９条　（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上これを決定する。

（以下本頁余白）

本契約を証するため、本書2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

2021年11月19日

甲：東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower 19 階
株式会社ドリコム
代表取締役　内藤　裕紀

乙：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル41階
株式会社デジタルハーツ
代表取締役　二宮 康真

別紙　承継権利義務明細表

本件分割により乙が甲より承継する権利義務等は、本効力発生日において甲が本件対象事業に関して有する以下に掲げる資産、負債、契約その他の権利義務とする。

1. 承継される資産
   (1) 流動資産
   承継しないものとする。

   (2) 固定資産
   承継しないものとする。

2. 承継される負債
   (1) 流動負債
   承継しないものとする。

   (2) 固定負債
   承継しないものとする。

3. 承継される契約上の地位（雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務
   本件対象事業に関して甲が締結している一切の契約（雇用契約を除く。）に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務は承継しない。

4. 雇用契約に係る契約上の権利義務
   承継する。

5. 知的財産権その他の権利義務
   本件対象事業に属するマニュアル、ノウハウ等。

以上

（別紙２：承継会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容）

貸借対照表

（令和 3年 3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**5,753,435**	**流動負債**	**2,419,889**
現金及び預金	2,537,605	リース債務	4,930
受取手形	237,515	未払金	730,360
売掛金	2,634,023	未払費用	111,466
たな卸資産	40,779	未払法人税等	374,356
前払費用	250,316	未払消費税等	323,093
関係会社短期貸付金	8,250	前受金	121,686
その他	47,815	預り金	28,674
貸倒引当金	△2,870	賞与引当金	40,830
		その他	684,491
固定資産	**1,337,723**	**固定負債**	**13,719**
有形固定資産	**444,258**	資産除去債務	13,719
建物	281,866		
工具、器具及び備品	157,623		
リース資産	4,769	**負債合計**	**2,433,608**
無形固定資産	**182,630**	**純資産の部**	
のれん	121,976	**株主資本**	**4,657,551**
商標権	7,233	**資本金**	**276,094**
ソフトウェア	50,229	**資本剰余金**	**251,343**
ソフトウェア仮	2,848	資本準備金	236,093
電話加入権	342	その他資本剰余金	15,250
投資その他の資産	**710,834**	**利益剰余金**	**4,130,112**
関係会社株式	50,709	その他利益剰余金	4,130,112
繰延税金資産	198,998	繰越利益剰余金	4,130,112
敷金及び保証金	409,164		
その他	51,962	**純資産合計**	**4,657,551**
資産合計	**7,091,159**	**負債純資産合計**	**7,091,159**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（令和 2年 4月 1日から
令和 3年 3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,443,583
売上原価		13,570,054
売上総利益		4,873,529
販売費及び一般管理費		3,075,795
営業利益		1,797,733
営業外収益		
受取利息	89	
雑収入	58,676	
為替差益	3,982	62,747
営業外費用		
支払利息	161	
為替差損	3,844	
その他	1,319	5,326
経常利益		1,855,155
特別利益		
その他	51,079	51,079
特別損失		
固定資産除去損	16,188	
事務所移転費用	44,187	
債権放棄損	35,500	
減損損失	253,942	
その他	48,471	398,289
税引前当期純利益		1,507,945
法人税、住民税及び事業税	544,851	
法人税等調整額	△69,226	475,624
当期純利益		1,032,320

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（令和 2年 4月 1日から
令和 3年 3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	276,094	236,093	15,250	251,343	3,097,792
当期変動額					
当期純利益					1,032,320
当期変動額合計	—	—	—	—	1,032,320
当期末残高	276,094	236,093	15,250	251,343	4,130,112

	株主資本		純資産額
	利益剰余金	株主資本合計	
	利益剰余金合計		
当期首残高	3,097,792	3,625,231	3,625,231
当期変動額			
当期純利益	1,032,320	1,032,320	1,032,320
当期変動額合計	1,032,320	1,032,320	1,032,320
当期末残高	4,130,112	4,657,551	4,657,551

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(1) 仕掛品

個別法

(2) 貯蔵品

先入先出法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

発行済株式に関する事項

当事業年度末における発行済株式の数

普通株式　　11,862,600株